

第2回子どもの権利・参画のための研究会

平成17年12月19日(月)
午後6時から
千葉県庁中庁舎3階第1会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

(1)千葉県における子どもの人権状況と課題について

(2)その他

3 閉 会

第2回子どもの権利・参画のための研究会議事録

日 時 平成17年12月19日(月)午後6時から8時
場 所 千葉県庁中庁舎3階第1会議室
参加委員 池口紀夫委員 池田徹委員 市川まり子委員 岡田泰子委員
甲斐久美子委員 黒木裕子委員 佐藤浩子委員

(注) 議事録は原則全公開を旨としますが、内容に係り発言者名等を部分非公開とさせていただくことを申し合わせました。

室長 ただいまから第2回子どもの権利・参画のための研究会を開催させていただきます。本日は傍聴希望者1名お見えです。ただいまから入室していただきますので、ご了解のほどよろしくお願い申し上げます。

室長 それでは2点ほど申し上げさせていただきます。まず本日は小笠原委員におかれましては体調不良のため欠席との連絡をいただいております。ご了承のほどお願いいたします。それと本日は事務局の方、健康福祉部児童家庭課のほか、同部健康福祉政策課、障害福祉課並びに教育庁指導課の方から担当職員が出席しております。ご了承のほどお願いいたします。
それでは、以下の進行は会長の池口委員の方にお任せいたします。
どうぞよろしくお願いいたします。

会長 ご苦労さまです。それでは始めたいと思います。

資料の確認を行いたいと思います。

まず、議事次第が3枚、それから子どもの権利条約の構造とその後の様々な子ども施策の部分のものと、その後が児童の権利に関する条約文とその上に大学生のコメントがついているものなのですけれども、一応趣旨としては子どもの権利条約の条文ということ、それから障害者差別をなくすための取組についてのパンフレットですね。これは本日、後ほど障害福祉課の方から約15分という時間ぐらいで取組についてご説明をいただこうと考えております。ここの研究会よりは先行した研究活動ですけれども、極めて重複する内容を持ってありますし、また、後から続く研究会として先行する研究会の活動内容について大いに参考にしながら進めて行くことが適切であるというふうに考えますので、後ほど時間を取ってご説明をいただければと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、本日の議事は一応大雑把に1, 2と書いてあるのですけれども、今回の会議の位置づけは、今後研究活動を進めて行き、その先将来的

にどういう形になっていくかはまだ今の段階では言うべきことではないと思いますけれども、いずれにしても研究成果をまとめて行きましたら、当然、千葉の実情、ある程度普遍的な内容も盛り込まれるべきであるし、またその成果については千葉県内の子ども当事者やその関係者の方々のご意見を充分伺ったり、研究成果についてはその評価を受けるということにもなると思いますが、そういった重大な活動を行って行くにあたって委員相互のこのテーマについての共通理解というものが重要なことになるし基礎になって行くと思います。従って、もちろんそういうことをお互いに討論しながら理解を深め共有化していくという作業は毎回行われると思いますけれども、最初にそういうことを充分出させていただいてそれについて討論して共有化して行くことをやっておきたいと考えこのようなテーマの位置づけを行ったわけです。その点ご理解をいただいて、普段の活動を十分に踏まえながらのこのテーマについてのお考えを披瀝していただければと思っています。

で、1のテーマに入る前に、前回、今後の取り組みについて討論しながら、この研究会そのものの位置付けについての確認作業があったと思います。まだ議事録が出ていない段階ではあるのですが、それは重要な確認事項ですので、改めて冒頭に私なりにこういう確認でよろしいか、皆さんに、確認いただきたいと思っているのですが、この研究会自体は千葉県の子どもの人権の状況と課題について明らかにすることによって子どもの権利条例の必要性に関して検討していくと、そういう研究会の目的であると表現してよろしいでしょうか。間違いないでしょうか。課長いかがでしょうか。

課長 参画のための研究会でもありますので、参画ということもテーマとして挙げていただきたいと思います。

会長 それは後ほど明確にしますけれども、千葉における子どもの人権及び社会参画についてのということですね、皆さんよろしいでしょうか。それでは、研究会の目的をそのように確認した上で作業に入りたいと考えております。

1の議題に入る前に、さっきの資料の中で子どもの権利条約の条文を課の方に用意していただいたのですが、その資料について岡田さんの方からこれを使っていただくと良いのではないかというご提案があって、私も事前に本を見せていただいて、メインは当然この条約の条文なのですが、その上の部分が比較的子どもに近い大学生中心に彼らなりに表

現したものが付いていたので、参考として良いのではないかと思ったので採用させていただきましたが、若干岡田さんの方からご説明があればと思いますが。

委員 メールでもって委員長さんの方から、今後このような進め方をしたらどうかというご提案がありました。その時メーリングリストがまだできていない時代で、私は提案をどのような形ですればと思ったんですけども、ひとまず池口さんの方にご提案させていただいたのが、私たちが「子どもの権利条約」と言うふうにする時に何か共通のものを持ちながら、それぞれの現場を持っている私たちが、私はどこに係ってどういう目的でやっていますというような話をして行くことが話を集約するのに良いのではないかと思って、いろいろな形の権利条約がありますけれども、千葉でできた本ということで1つ提案させていただきました。これは「ねえ聞いて、本当の気持ち」という本で、1995年にできたものです。権利条約の批准が94年の5月でございまして、それを推進したものととしてどのようにして千葉県の中で実態化して行き、子どもたちの中に内在化して生かしていくかということは大きなテーマでございました。それで、呼びかけは千葉大学教授の三輪先生でございましたけれども、この三輪先生はすごくお忙しくてほとんど委員会には出られなくて、実際に作りましたのは母親5人とそれから中学校、高校の先生11人の方が主になって子どもに対してアンケートを取りまして、小学校、中学校 2,500人の子どもにアンケートを取ってそれを生の声でまとめ、それについて大人が返事を書いたという本でございます。その末尾に添付の資料がありまして、千葉大学の学生が分担執筆で1行ずつ自分の言葉で権利条約を書き表したものです。若者の参画ということでこういうことも一つの姿かと思ひまして、千葉でできたものでもありますしどうかと思ひ提案させていただきました。以上です。

会長 はい。ありがとうございました。

それでは討論に入って行きたいと思ひますが、余りにもちょっとこれだけあると広いので、ある程度押さえて行きたいと思ひますが、大きく言えば4点についてご意見をいただきたいと思ひているのですが、1点は全ての議論の基礎として子どもっていったい誰を指すのかということが基礎になりますので、これは法によっても違ひますので、その辺を年齢のこと、それだけではなくて子ども観にも係わると思ひますけれども、社会にとって子どもとは誰だ、どういう人だということ、そのようなことを少し意見交換したい、2

点目は、メールでも申し上げましたけれども、子どもの権利条約を下敷きにして見たときに、千葉県の子どもの人権というものが今社会的にどのように位置づけられているかというのが2点目ですね、3点目は、実際に状況的に子どもの権利条約というものがどういう段階にあるのか、どういう点は実現しているが、どういう点はまだまだこれから多くの課題を残しているのかということ、これは状況認識、課題、問題認識ということではよろしいかと思えますけれども、4点目は社会参加についての現状と課題ですね、広い意味では子どもの人権の中に位置づけられますけれども、今回は社会参加を1つのテーマとして議論をお願いしたいと思います。よろしいですか、そういった考え方で。

それでは第1点、子どもって誰を指すのかということですね、まず年齢のところをどう押さえていくのか、この辺についてご意見を出していただければと思います。

委員 子どもの権利条約では18歳未満を子どもと押さえておりましたね。

いろんな契約とか婚姻とか法律によっていろいろな定義があるんですけども、18歳未満というのが1つの基本的な線とは思いますが。次世代育成の中では若者の就労とかまで含めますので、もう34歳とかいうふうにありますけれども、一般的には権利的なものは18歳未満ととらえるのが妥当ではないかと私は思います。

会長 いかがでしょうか。

委員 選挙権ということに関するとそこにギャップがありますよね、それで、運動の中には18歳以上に選挙権をとというふうな運動は日本の中でもライツというようなものがあつたりしますけれども、選挙権といえは20歳からという事がありますよね、そこを、異議申し立てとかいろんな発言権が参政権という意味でない18歳、19歳をどのような考えをするということは議論が必要かと1つには思います。すいません、付け加えます。

会長 はい、どうぞ。

委員 なかなか現状から言うと、18歳で自立ということは難しい現状であるので、私としてはそれを越えたところまで保護したいという気持ちはたっぷりあるんですが、やっぱり今この条例を作るということを前提に考える場合、子どもの権利条約を千葉の現状に合わせて条例で作る場合、18歳ということでしかたないのかなというか、もっとそれを越えた部分については別の一般の人権ということで保障する制度がもっとトータルにできなきゃいけないと思うので、だから子どもの人権と考えた場合、やはり18歳にしとく方が良いかなと。

会長 他の方いかがでしょうか。

委員 18歳未満という形ではどうかということですが、単なる私見ではなくて、子どもの権利条約をベースとして18歳未満でどうかという。国内的に言えば、児童福祉法は18歳未満ということになる。ただ、他方との関連では、未成年というレベルでは、参政権や民法や少年法も18歳未満ではありませんから、その辺の落差、ギャップがあって、実際現実的にも、19歳問題というのは様々な問題をはらんでおります。そういう問題は、今後整理していく必要はあるにしても、子どもの権利条約をベースにするというスタンダードで18歳未満としているという共通理解でよろしいですか。

委員 子どもの権利条約というところでは18歳なんですけど、18、19、20未満のそのところが漏れてしまっているということを目撃しますので、そこを踏まえた上で、20歳未満というふうに、そこまでも網羅できることを意識してとりあえず18というふうにしたかなということが自分の子ども観にもつながりますけども、いつも法律から漏れてしまう、どこで一番優先してその年齢をフォローしていくのかというものがなくて、逆にこういうところで一緒にまず考えていってもいいのかなと思います。

委員 今の意見は大変貴重だと思いますが、18、19の現実の問題というのは、今後明らかに子どもの人権について作業していくなかで、特に千葉の現状をふまえる時に、諸課題がそこに問題が潜んでいるということ意識して、作業のなかにその部分も含めて、最終的にどういう定義なり、年齢というのは今の意見を元にして整理されるとは思いますが、課題としてはそういうことを充分意識してやっていくということよろしいですか。

それでは、もう少し自由にと言うか、今までの子ども観といいますかね、単なる見方って言うだけでなくて、社会の中で子どもをどうやっぱり位置付けていくかっていうことに関わると言うんですけども。今までと比較しながら、子どもの権利条約以後、あるいは今回私たちがこのテーマについて研究を進めていく中で、どういう子どもの見方というもの、社会での位置付け方というものをしていきたいか、これはもういきたいかでもいいと思うんですけど、その辺ぜひ活発に御意見をいただきたい。いかがでしょうか。

委員 千葉県の基本指針の中の分野が書かれていまして、分野のところのこれだと25ページに当たるんですけど、一つの基礎、わたしたちの基礎の部分かと思えますけど、このような記述があります。大人は子どもを未熟な存在として支配的な意識を持ったり、法や教育の対象としてのみみることによって、子どもの主体性や社会性の欠如を招いているようなことも要因として考えられます。この前に、児童ポルノとかいろいろ援助交際とかあるんですけども、そのため様々な施策のなかで、子どもを保護の対象としてだけではなく、権利の主体として認め、人権尊重や権利擁護に向けてとりくんでいく必要があ

りますというような記述がありまして、まさに権利条約の視点というのは、保護の対象とされる弱い存在ではなく、大人と子どもとともに一緒に社会を作っていくというとらえかたがしてあるので、この点基本的理念は、千葉県が書かれているようなものと変わらないかなというふうに私は感じております。

会長 特に整理して結論出すわけではありませんので、どうぞ自由に発言いただきたいと思います。今日はそういう位置付けですから。

委員 うちにくる子どもたちというのは、かなりいろんな意味で大人たちに痛めつけられてきた子が多いんですよ。ですから、本当にこういう豊かな社会のなかで、飢えを体験してたりとか、本当に一時期捨てられてたりだとか、あと、そういう家庭状況の中で十分な保護・養育を受けてないということで、学校で、また二重に臭いとか、勉強についてこないとか、二重にいじめられているような子どもたちが結構、前回お話した私が開いている居場所にくるんですよ。その子たち、すごくそれに対して自己主張をするんですよ。その自己主張の仕方っていうのがやっぱりとんでもない仕方をしたりするわけですよ。そうすると、ああいう困った家の子だから困った子でどうしようもないという扱いをされてしまって。やっぱり学力が低いということ、今何かができないとか能力が低いということ、その子の言うこともまともに受け止めてもらえないっていうかね。なんか、一つのことが二重にも三重にもその子にとってマイナスになってしまう。だから何を言いたいかって言うと、その子たちと本当に付き合っていくと、その子たちが本当に何を訴えているかということがだんだんわかってくるんですよ。だけど、その子たちがある意味良い子でできる子ならば、それ相応の扱いをしましようというところがあるんですよ。周りが、周囲が、学校でも、地域でも。でもそういう子たちは困った子でどうしようもない子だから、その子たちが何か訴えて何か求めてもそれなりに受けとめてもらえないっていう。本当に二重三重の人権侵害を受けてるっていうかね。だから、意見表明とか、子どもも大人のパートナーとか言うんですけど、パートナーとして今一般的に認められているのは、ある程度あるレベルにある、クラスの代表になる子とか、そこまでいかななくても、ある意味きちんとした子どもが先生にきちんと意見を言ったりするのはある程度受け止めてもらえるのだけれども、そういう子たちの自己主張っていうのが、ゆがんだ自己主張という問題も大きいんですけど、その中で出てくるものが受け止めてもらえない現実というのがある。本当にどうしても何重にもその子たちに対して補うものがいっぱい必要なんですよね。補った上でその子たちの意見をこちらも対等というか、低く見るのではなくて、受け止めなければいけない。ちょっと難しいのですが、伝わ

ったでしょうか。そういうことを日頃よく感じてましてね。子どもたちの現状を知るといふことと、大人と子どもが一緒に物事を考えて社会を作っていくといふこと。いろいろなところを補った上で対等の立場になって一緒にやっていくといふこと。だから保護と支援があって、しかも対等に子どもと大人がどう向き合えるかといふことにしないと、だめかなといふ思いがあります。

委員 私は前回も言いましたけれども、あまり子どもの権利とか参画といふことに関する日常的な活動に従事しているわけではないので、この研究会の中ではね、いろいろ教えてくださっていく立場で委員の皆さんの御意見をお聞きしたいなと思っております。最初にこの子どもの権利参画のための研究会と聞いた時に、僕のイメージは、子どもの権利といふときには、子どもの権利条約も保護される権利といふのが最初のところ強いのですよね。子どもは大切に育てられて保護されるという権利があるのだというその意味での権利というニュアンスを感じて、参画の方はですね、例えばこういう会があればそこに子ども自身がいるっていう、なんとなくですね、子ども議会とかね、そういうところで子どもの問題は子どもで考えようよというそんなイメージがあるんですね。そういう中で、もちろんこの研究会その両方を考えようよというふうにしているのだと思えますけれども、でもたぶん委員の皆さんの中でも自分の問題意識といふのはニュアンスは若干違うのだと思うのですよね。最終的にそれが条例といふふうな可能性について検討するといふことを考えるときにも、今求められている策って何なんだろうといふことをしっかり知りたいなと思うのですね。つまり例えば、条例までも必要なんだという子どもを巡る権利侵害の実態って何なのだと。それから、参画といふことももしも条例に示していく必要があるとすれば、そこまで必要とされているほど参画っていふことが求められる現状は何なのかといふそういうことを教えてほしいなと、この研究会として共有したいなといふふうに思います。

委員 問いかけの役割をしていただきましたけれども、それはとても大事な問いかけだとそういうことも含めてさらに御意見を出していただくと。今日見られている方々はまさに子どもとともに普段日常的に活動されていらっしゃると思いますが、若干フィールドは違うと思うのですね。それはとても大事なことで、それぞれの違うフィールドのなかで感じておられるポイントが、今の問いに違う色合いででてくることがとても良いと思いますので、そのへんの特徴を活かしながらぜひ深めていきたいなと思います。この間も社会参加に関して、黒木さんの否定的な部分だけでなく前向きのなところもというようなご発言も、それはおそらく普段の活動の中から、やはり社会参画というその辺のテーマを前面に出してきたご発言だろうと。ちなみに私

の場合には、長い間児童福祉の仕事をしている関係で、非行であるとか、いじめであるとか、虐待であるとかですね、それだけではなくて、この13年くらい主任活動もしておりますので、どこの社会的な機関にも行かなかったといえますか、そこであまり救済されなかった相談がくるわけです。その意味では、池田さんがおっしゃったような、どちらかといえば権利侵害。権利侵害の末に非常に傷んだ子どもたちの救済、立ち直りそういうことを中心にもう40年くらいやってきた人間ですから、そういうふうにおっしゃるようなパースペクティブからすると、そういう方向から子どもの人権は入ってくる。あきらかにそういう傾向がある。それはそれでいいと思っていますけど、今のその辺は副座長と合わさって面白い色が出るなと思っておりますので、ぜひその参画のあたりでいかがですか。

委員 普通の子どもたちもやはり大なり小なり傷を受けていることがわかっていまして、私たちのところはNPOですけれども、うちに中学生の集まりと、それから高校生の集まりが定期的にあります、やっぱり学校の部活になじまない子どもたちは、そこにたまっていたりするので。例えばあの、ひとりの子が言ったりするので。学校の部活をやらない子は不良の始まりって先生に烙印を押されている話とか、そういうことを毎日言われつづけていながら、うちの活動をしているわけですけれども、だからそこで負けてはいけないと話し込んでいるんですね。自分の権利を守るためにきちんと主張しなければいけないしということで、私たちも、全中学校を訪問しました。子どもの活動の状況とか、地域における子どもたちの活動も、学校に勝るとも劣らないやっぱり素晴らしい活動をしていますよということをお話に行っただけです。例えば、今子どもサポーター活動というのがありまして、小さい子どもたちのお世話を、中高生のお兄ちゃんたちがしていくんですけど、やっぱり何人か不登校の子もきていまして、学校に行けなくなってとても傷ついていた子どもたちで同年代の子と話さけないんですよ。その子どもたちが幼い子に触れることで、とっても心の底に優しいものをもっていますから、幼い子っていうのは純粹なので、お兄さんたちの優しさに反応してすごくなついていくのです。それがすごく嬉しい。まず嬉しい。それからお母さんとかお父さんに、本当にありがとう、今時の中学生なのにすごく皆素敵だよって言われる、誉めてもらえる。それから私たちサポーターとも友達になるってということで、異年齢の中でどんどん癒されていって、逆にそれがきっかけになって、おじいちゃんおばあちゃんのところ遊びにいたりする子もいますし、非常にそういうところで自信をつけていけば、社会への参画というか、社会へ目を向けていく活動みたいのができてくるんだというのが、実績で今少しずつ積み上げてきているところなんです。そういうことが

ありますので、確かに保護も非常に大事なんだけど、常に子どもと一緒にそういう偏見とかそういうところと戦っていきたいというか。実践として街づくりの中で、子どもたちと商店街のおじちゃんおばちゃんと一緒に共同企画をして、非常に町を活気づかせるというようなふうにするのをみんなにみてもらおうと、普通の一般の市民の方々にも、子どもってわりとやるじゃんという目線を持ってもらえますし、その戦う相手が学校とか教育委員会だけじゃなくて、もっともっと柔らかい非常に前向きなやり方で、子どもの魅力を見せながら、みんなの意識を少しずつ変えていけたらなと思うんですね。いろいろやってますけど、非常に斬新なアイデアをどんどんだしてくるんですよ。元気になってくると。えーそんなことをということができてきますので、非常に面白いんですね。やっぱり元気がないとそういうことはなかなかでてこないですよ。それまではやっぱり大人が支えるというか、寄り添ってきちんと聞いて、はじめはやっぱり自分の本心を出せないで苦しんでいますので、ぶっきらぼうだったり乱暴だったりするのですけれど、でも見守っている人がいれば絶対違うと思うんですね。そういう大人たちがまずいて、きちんと見守りをして寄り添って、それから少しずつ子どもたち自身で考えてもらって、活動を起こしてもらえれば良いかなと思うのですが、あともうひとつ言いたいのは、うちの組織は、理事会の中に子どもが中学生も高校生も入っております。それでいろいろなうちの組織のミッションというか、基本方針も子どもたちと一緒に考えるようにしているんですね。やはりそこまでしないと、子どもとともにその場で議論するというような方向性でやっていかなければやっぱりどこかすれ違う部分がでてくるというふうに思います。いつでも子どもと一緒に考えるという社会をつくるということもとても大切なことというふうに思いますけれども。

委員 ちょっと質問しても良いですか。とっても大事だと思うのは、子ども自身が元気に自分を表現し、主体性を発揮していくというその前提のような部分で、子どもに寄り添って、ちゃんと支えていけばということをおっしゃいましたよね。大人がきちんと寄り添って支えていけばというときの、その大人側の条件というのはどのように考えていらっしゃるか、もう少し言っていたいただいてもよろしいですか。

委員 明文化していませんので。そうですね。いろんな子どもたちがきますので。やっぱりみんな子どもを育てようというのがありますよね。だからまず全面的に子どもは受け入れるという姿勢ですかね。どんな状態でも。うちのところは市川さんのところのように二重三重にも非常に傷ついた子どもたちではありませぬので、そんなに受け入れがたいということではないかもしれないけれども、でも反発したりいろいろあるところを、それを傷ついているん

だという認識ですよ。それをもってまず全部を受け入れるというか、まずあの子はと言わないようにしています。来た時に立ち方とか表情とかみればわかるので、ゆっくりしていればいいんだと思って。もう一つ私がやっているのはチャイルドラインの活動の中の、若い人たちが子どもたちの電話を受けているヤングラインをやっているんですけども、その受け手にも、実は非常に傷ついた子どもたちがくるんです。こういうところにくる子は、みんなしっかりした大学生とか、子どもの悩みに寄り添える人じゃないのと思われるかもしれませんが、実は逆です。自分が救いを求めているので、そういう場所にくるんですよ。仲間によって癒されたり、逆に電話の向こうからの声に癒されることもあるんですけど、非常に傷ついている子がいっぱい来ます。その子たちが実は電話を受けるんですけど、一番寄り添えるんですよ。だからその子たちをまず受け入れて見守る。それをやっていて、あとは子どもと友達になろうと思っていますので、別にどっちが上とか言うんじゃないくてひとりの人間として、こういうのどう思うとか、聞いていきますけど、受けれることと対等に話をするくらいですかね。大人が癒すんじゃないくて、仲間が癒すんだと思うんですよ。そこに集っているいろんな人たち仲間がいて、もちろん大人も入ってますけど、その友達になっていく関係の中で、自分はこのままで良いんだなみたいなそういうのがもらえるんだなと思いますけど。ひとり本当はダメだったんですけど、高校生以上なんですけど受け手は、中学生の子が入ってきまして、いるだけでいいからいさせてくれということだったので、いてもらったんです。その子は半年口がきけなかったんですよ。ずっと苦しんでまして、学校行けなかったんで、でも仲間がそれをずっと見守ってました。いいんだ、いけばいいんだという感じで。そういうことでずっといてもらって、そしてある日怒涛のごとくしゃべりだしまして、書きたい物がある、言いたい物があるということで本を書き出して、出版もして、町の人に配って。本当になんていうか、花開く時をきちんと信じて待っててあげる大人もいるし、仲間もいるっていう環境をまず作ることかなっていう気もしますけど。

委員 いまのお話のようにまさにそれが必要なんですよ。権利侵害からの救済は、保護すれば救済できるのではなく、子どもの権利を認めて意見表明や参画をさせていくということが救済につながるということもあるんだと思うんですよ。だからそういうことも含めて、子どもが活躍できる場で子ども同士がいろいろお互いを支えながらやっていくということでその子どもも救われるというか。だからただ大人がやってあげる保護してあげるというだけでは本当の救済にならないというまさに、実証していらっしゃるんだと思うんですよ。私が関わっている子でも、そういうひどい状況でもけろっと元氣

に生きている子たちなんですね。もっと他の子たちも来ていますので。ただ、私が言いたかったのは例えば、学校の中でいじめを受けたとか辛い状況にあるそういう子たちに、じゃあ何か先生が助けてあげるんじゃないかと、僕はいじめられてるとかね、何とかこの状況をしてほしいと、例えば学校で部活を無理やりやらされるとか、そういうのに対して、僕はこうしたいんだという意見表明できる場面を作るといことは、救済になる。だから、この前もちょっとお話したんですけれども、参画というのが別個にあるのではなくて、子どもの権利の中に社会参加、参画というのを位置付けないと、ただ保護救済だけでは救われないというか。その部分が、私として先ほどの話のように保護だけじゃないんだというね、保護の部分も補わなければならないこともいっぱいあるんですよ。だけど、それだけじゃなくてその子自身の人としての権利、その子の思いを出させる。必要な場面でその子の意見を言わせる、という権利を保障しないと。それで社会的に一緒にそういう町を作っていくとかね、なんかやっていく権利も保障する。だから、その全部トータルに子どもの権利、子どもの人権というふうに考えなければならない。先ほどお配りしました、千葉県子ども人権を育成するための、それ、連続学習会ってちょっと前なんですけど、第1回がチャイルドラインのお話で、これはだいたい子ども当事者っていうよりはいろんな子どもに関わる活動をしてきた方のお話をうかがった学習会なんですね。で、これはあのごく一例なんで、でも私たちも障害を持った子どもさんを育てた親御さんのお話をいろいろ聞いて、どういうことで苦労されたか、差別をされて今現在困ってるそういう話を聞いたことはあったんですけれど、また不登校の子どもさんと私もいろいろつきあっていて、何をしてほしいんだとか、いろいろ当事者はその子のことではいろいろ苦労して悩んで、いろいろ活動されてるんですけど、お互いの間ではなかなか理解しあえない部分があったんですね。それでいろんな立場の人、いろんな関わりをしてきた方のお話を聞いて、子どもたちの現状はどうなのかということを知りあった一応報告なんですね。ですから、もっと当事者とか、いろんな立場からの大人の方の意見を聞かなきゃいけないんじゃないか。で今日せっかく教育委員会の方もいらしてるので、ぜひ学校現場での子どもたちの声をね、なかなか一市民というか、民間から学校でアンケート取るとかってなかなか難しいんですね。PTA ではいじめのアンケートとかやったんですけれど。もっと教育委員会の方を通して学校で子どもたちの声を聞いていただくとかね。今子どもたち今どうなのか、どういうことがつらくて、どういうことを求めているのかという現状把握をぜひ必要かなと思います。

委員 普段は乳幼児のたまり場というのをやってて、そこでは特に問題の大変な家庭の親子というのに直面したことはないんですけれども、それとは別に、

学校現場ではということであつたんですけれども、PTAとして、実は昨日も先週金曜日で役が回ってきたんですけれども、地元の中学校なんですけれども、子どもの行っているところで、いろいろ喫煙があるとか、自転車置き場で盗難やいたずらがあつたりということで、父兄がPTAが見回ろうというような、あまりパトロールという言葉は好きではないんですけどパトロールしようということに決まって、ずっと2学期やってきて、子どもたちはみんな特に3年生になると受験の大変な時期なので、先生方も本当にその受験の指導で一生懸命なっているところから、ここは行きたくないとか、勉強についていけない子どもたちも実際にいて、いろいろ昼休みに回るんですけれども、そうすると、昼休み終わって、5時間目が始まるというときでも、外で遊んだり、ふらふらしているような子に声を掛けたりしたんですけれども、勉強がつまらないということで、そういう子は不登校ではなくて、仕方なくというか嫌でも学校に行っていると思うんですけど、教室に入らないで外にいたり、廊下をうろうろしていたりと、自分としては何かいいたいことはあるんだろうけれども、そういう態度で自分の、言わずに態度に表していて、拒んでいるというような状況の子が何人もいるという。私たちが、PTAが回っていると、先生方もその目があるのか、その子たちを引っ張り込んで教室に入れというようなことでそういう現場もあつたんですけど、こちらとしてはちょうど話し掛けた「どう？」っていう感じでおばさんとして話している、もう少し話したかったんですけれども、子ども、生徒を中に入れてしまったというようなこともあつたんですけども。なんかこう、学校になじめないっていうか、何か問題を抱えている子っていうのは、家庭でやはりいろいろ問題背景に抱えていて、なかなか勉強の方に集中できないという子どもたちだと思ふんですね。だから、そういう子にも認めてもらうっていうか、学校って言うのは本当に中学だと高校受験に向けてとうことだけでそれが精一杯だと思ふので、そうじゃない、ちょっとついていけないとかいう子のことも認めてもらえるような、学校側の生徒に対するひとりの生徒それぞれの状況に応じた見方っていうのをしてもらえれば、その子たちも救われるのかな。家に帰っても親が面倒見ていないっていうような環境の子どもたちだと思ふんですね。本当に勉強どころではないというような子どもたちをみて、民間では黒木さんのような活動をして学校の外で、自分の意見が言えるというような活動があればいいんですけれども、私たちの近くにはそういうところがなくて、本当に学校にしかない。それか家で、不登校で家にいるというような選択しかないと思ふので。まあ適応指導教室というようなところに入れるとしても学校に復帰することが目的なので、本当にそういう場がない。その子どもたちの、なんかこう見てくれるっていうか、理解してくれる学校という

のをできたらいいなっていうふうに思っています。上手くいえないんですけど。

委員 CAP はやっぱり子どもの非暴力というか、どうやってそこから守っていくかというところから始まっていようと思うんですけども、実際に学校で活動がされていると思うのですが、現状について思うところがあれば。

委員 はい。今日も小学校の子どもワークをやってきましたんですけども、今日お話とか、大人に相談する練習とかいうので聞いたところでも、子ども同士のいじめの問題だったり、身近な年齢的に良く起こるような暴力のことだったり、あるいは家庭の中でのちょっと行き過ぎたしつけだったり、学校の先生からの指導に対してのいろいろな思いということをつもこうだよということがとまらないほどに聞いてきたばかりなので、子どもたちの顔が目に浮かぶなあということで今のお話を聞いていて、やっぱり子どもたちが権利があるということをまず知らないということが現状だったりします。大人にやっぱりこういう今私たちが話していることっていうのは、現場の子どもたちっていうのは、自分たちはそれこそ未熟な保護されるべき、ケアされる対象というような意識がやっぱりとても強くて、自分が権利の主体というような感覚っていうのはまだまだ現場のところにはないんだろうなというのは感じるんですけども。学校によっては、周りの先生たちとか、地域だったり、家庭からそういうことを受けている。知識があるかないかということは知識の欠如というのは大きいので、子どもたちにはそういう情報を与えていたり、それは文字とかだけではなくて、そういう尊重されるという扱いをされるという体験自体がないことには伝わらないものと思います。いろいろ問題が出てきますけれども、だってこんなこと言ったってだって信じてくれないもんとか、こんなことごまかされちゃうから言っても無理なんだよというふうに大人を見ている声が、特別すごく大きな問題を抱えた子じゃないところから、ぽろぽろでてくるのが、寄り添って聞いている中では多のかなあというふうに思います。私たちはあらゆる暴力防止をしていくのに人権からのアプローチという教育プログラムを提供しているので、毎年学校に呼んでいただいたりするところが多いですけれども、幼稚園、保育園のところから呼んでいただいておりますけれども、そういう小さい子どもたちの意見も割と率直で、やっぱり自分はいちで虐待されていることを自分で言える力を、やり取りをやった後に出てくるっていうのは、自分がどれだけ大切なのか、自分がどれだけそういう権利があるということとか、そういう体験をすることでそれを辛い思いを吐き出せるということ言えば、やっぱり環境作りというのはすごく大事なのかなと思います。さっきもおっしゃってましたけど、大人が、子どもに関わる専門家が日本では少ないので、それこそ大人自体の人

権というのもまだまだ理解して勉強していく必要があるけれども、子どもに関わる専門家を早急に作っていくことが子どもの権利のことをやっていく上では、そこは必要かなと思います。養護施設なんかに入っていったワークをやったときなんかは、痛切に感じて、先日も東京都の養護施設の方でやってきたんですけれども、千葉県との現状は、職員の研修の度合いがまったく違うという現状を目の当たりに感じてきたばかりなんですけれども、そういうことでいえば、傷ついた体験をしていることで、いろんな問題行動を起こすきっかけに、原因にね、特になつたりしますので、そういうところにやっぱり必要な専門的な知識をもった大人がいることもそういうそれこそ二重三重に二次被害、三次被害を受けた子どもたちのなるべく傷つきを早く癒せるような体験をしていけるのではないかなと思うので、そういう体験もあわせて整えていく必要が、例えば権利条例を作ろうというところには、ともなうて考えていかなければならないところだろうなと……。あとやっぱり、この子どもの権利条約っていうのに早く国内法をあわせていくようなことを頭に私たちはおいて、現状現状といってもビジョンは大切なので、そういう意味では権利条約のビジョンとして、それにやっぱりどういうふうにアクション起こしていくというアクションを起こしつつることがビジョンに近づけるものなので、そこにはやっぱり今の千葉県の現状をいろいろ皆で共有して把握してそのところを、それを前提にして、やっぱりあくまでもビジョンを大きく持ってやっていきたいなと思います。

委員 ああ皆さん一応ご意見いただいたので、私もすいません。あの少し述べたいと思うんですけれども、どうして子どもの人権が社会的な約束としてです、きちんと定められなければいけないかというのには、時間がないのであまり講釈しているわけにはいかないんですけれども、私は簡単に 8 点考えています。

1 点は、子どもの人権についての社会的な意見がものすごく分かれています。特に、子どもに起きている問題状況についての見方が非常に分かれています。例えばいじめ一つをとっても、いじめられる方が悪いという意見もたくさんあります。弱いからいじめられるんだと……。もう 10 年前くらいにいじめられるタイプっていうのは千葉県の小学校の調査で定まっていたりするんですけれども、大きな 3 つの原因があるとかですね、のろいとかきたないとかわがままであるとかですね。これは鮮明に覚えているんですけど、調査結果が出てるんです。つまり、いじめられる側そういう要因があると、これはいじめられるんだと、いうふうな、その子の人権という言葉はどこにも出てこない。例えばの話ですがね。それから不登校一つとっても、それは本人のなまけであるとかですね、病気であるとかいう見方も社会の中にはたくさん、

今ここでその是非を論じているわけではなくて、非常に多くの見方があります。非行そのものも、本人が無自覚であるとか、無責任であるとか、性格が悪いとか、それはもう昔からそういう見方はされております。まあ私なんかは彼らを支援した立場からすると、それも被害のひとつの表現であるということになるんですけども、その被害性に関してはあんまり十分ご理解いただけないなというのも長い間感じてきているところがあるわけですね。まあせいぜいその親がちゃんとしないからいけないんだという本人以外のところではそのへんが言われることが多い。それから、子どもに対する体罰や暴力にしても、この子は問題行動があるのに口で言ってもわからないんだから体で教えるのが当然だという考え方はたくさんあります。世の中に。これは私も長い間仕事のなかで自分も含めて、親や教師の考え方も含めて、ずっとそういう考え方はあったと思います。実践する専門家の中にも明確にありました。これは大きく反省しなければいけないところですけども、反省しようというレベルじゃないです、もっと根深い、もっと深い問題だと思えます。それはやっぱり肯定論が必ずあります。それから、障害児に対する差別的な見方、処遇そういうものも根深く現在もあります。というふうに、人権と一言でいえばそりゃあ人権はいらないという人はいないとは思いますが、何が子どもの人権かということについて決して社会的な合意ができていないどころか、本当に様々な意見があって、現場ではまさにそれがぶつかってくる。私は非行少年をある夜中保護したときに、バットや棒をもった住民に周りを取り囲まれたことがあります。このままでは帰しないと、このままではというのはつまり、どこかやれ、具体的に言えば少年院でもこの地域から抹殺しない限りお前を帰さないというぐらいに周りを取り囲まれたことがあります。もちろん少年がちょっとご迷惑かけているので平謝りに謝らなくちゃならないんですけども、しかし、その子をそのまま断罪するだけならば、子どもの人権という価値は、社会的に存在しないということになるわけです。国際的にはそうじゃないということはちゃんと子どもの権利条約にもあるし、国際的な会議において北京ルールというものもつくられていたり、そういうやっぱり非行少年の人権というものをこのように守らなければならないんだという基準が明確にあるわけです。そういうふうに、社会的な基準っていうものがない中で、きわめて分裂してる。

それから 2 番目は、子ども自身は自分自身に付与されている権利をなかなか自覚できない。ある思春期の女の子が、研究会の中で話してましたけれども、以前自分は、ものすごく、恥ずかしい、つらいセクハラを受けたことがあるんですけども、それは口から出したことがない、言ったことがないって言っていました。親にもいえなかった。もうその恥と情けない、悲しさにさ

いなまれて、誰にもそれを言うことができなかつたと。その研究会の中で、それは人権侵害なんだということを皆で話し合つて、若い人や子どもも含めて話し合っている中で、この思春期の女性は、ああ、もしその時自分の人権が侵害されているんだということがわかっていたら、自分はやっぱり抗議したと。あるいは親に訴えることができたということはとても印象的なことでした。これが、年齢が下がれば下がるほど、子ども自身は自分自身の権利を自覚はできなくなります。すべては親や教師や保育者の人権感覚に依存するしかないその点において。

3点目は、少し似てはいますけれども、子どもは自分自身に付与されている権利について十分知らされていない。知らされていないとは思いません。しかし、年齢が下がれば下がるほど、十分知らされていない。子どもの権利条約も、心有る人が易しいことばで翻訳している。ここに大学生の意見なんかもあり易く書いてありますが、本当にそのことを小学生なり幼稚園の子どもに噛み砕いて伝える努力を社会がしているかという、ある心有る人は翻訳しているだけであつて、社会がそうしているわけでは必ずしもないと思います。で、学校教育においても子どもの権利条約について触れられていますけれども、そのことが現実はどういうことなのかについて、十分討論するかですね、ということがもっとなされると自分自身の価値をもっと見い出して、同時に他者の価値を十分見出すそういう子どもの考え方が複製されるように思います。

それから4点目は、子どもは自分の権利を行使することはきわめて困難です。あの、それはやっぱり訴える力が一つは弱い。人権侵害様々あつて最も悲惨なのは、今虐待ですけれども、幼児さんは、死亡事例なんか全部みてもですね、死ぬその日まで親の足元ににじり寄つてですね、愛されようとしているわけです。けして抗議していないんです。暴力をふるわれたことに対して全然抗議をしてないわけです。数年前にある養護施設の子どもが13人が飛び出して訴えましたけれども、ああいう例はきわめてもうほとんどない、全然ない。千葉県歴史の中ではないです。施設の中で、様々な虐待が行われますけれども、それを子ども自身が訴えた例はないです。学校の中でもまずほとんどないと思いますね。これも年齢が下がれば下がるほど訴える力や手段をもちません。行使できないんです。年齢が下がれば下がるほど親や社会に、年齢が下がらなくてもそうですね。社会に養護されないと生存することがかなわない訳ですから、本当にさっきの18歳19歳の問題あつて、今この寒空で、きちんと社会的な保障されないと、ストリートチルドレンになっている子がいるんですよ日本でも結構。そりゃあこの寒空の中で死んでいく子もいるんです。

それから 5 点目は、権利侵害を受けやすい存在だということです。やっぱり家庭でも親の言うことを聞かなければやはり暴力を受けやすい、それからきわめて育ちにくい子どもがいたりすると、スタンダードじゃないということで暴力を受けやすい。虐待の中でも障害児が受ける率ってすごく大きいんですね。それから、養育条件が不利な家庭の場合もやっぱり、経済的困難な家庭になればなるほど、虐待も多い、ということで、子どもにどんどんどんどん家庭の問題があるいは学校の問題が、学校自体がもってる問題、施設自体がもってる問題が子どもにこう影響していくんですね。それが人権侵害になっていく構造が明確にある。それから、自分がもっている権利をですね、社会的に実現する権利をもっているわけです。それがさっきいわれたような参政権であったりですね、システムとしての意見表明権であったりですね。そういう権利は社会的に与えられていないから、自分の権利を回復することも実現することも主体的に行うことが極めて困難である。この辺は、今後ちゃんと立証していく必要があると。どこまでそういうことが認められうるのか、付与されうるのかということも十分ここは議論される。例えば意見表明権というならば、子どもの権利条約の第 2 項にはちゃんと、手続きを含めてですね、社会がそれをきちんと守られなければいけないという事項があるんです。逆に意見表明権はいつも脚光を浴びるんですね。第一次大戦、第二次大戦以降の子どもの人権宣言の中身とはまったく違うと、それ以前の子どもの人権というのは、まずは保護されること、生存及び発達、それから教育、健康ですね、これが主たる内容だったんですけども、子どもの権利条約になって、まさにこの 12 条が、質的にまったく変わったところだといわれるんですが、第 2 項について言う人はあまりいないですね。ただそれを大事にしようということだけではなくて、実際にその意見表明権をシステムとしてきちんと保障する責任が社会の方にあるんだということを言っているわけですね。そういうことが、国連でいう権利基盤型アプローチの中身を示しているわけですね。そこの部分が、まだほとんど整備されていません。日本では。だから、子どもの意見というものは。気持ちとして子どもの意見も聞きましょうくらいの、そういうレベルにとどまっているから、きちんと保障されていない。それから最後に、やっぱりこれは、あらゆる意味における差別が子どもの間に、子ども社会に存在する。もちろん障害児差別も含まれますが、それだけじゃありません、在日の外国人の子弟に対する差別もそうですし、経済的な貧困に対する差別も私の指導した子どもは、地域で、生保の子生保の子と言われていた子がいます。それは現実にもあります。ネグレクトの家庭なんかの子どもは、社会的に非常に孤立している。仲間に入れてもらえない。そういうさまざまな差別が、子どもに大人よりも子どもの中に色濃くですね、

存在しているという、長くなりますので、最初の枕としてですね、その辺の問題提起をしておきたいと思います。一点、重ねて質問したいんですが、先ほど本当に大事な問題提起をいただきましたけれども、社会参画というテーマなんですけどね、社会参画っていったい何を社会参画って考えてらっしゃるのか。子どもが社会に参画するっていうね、ことは一体、最もここに権利条約の構造がありますよね、で一般原則っていうのが建物で言えば一番基礎構造になるわけですけども、そのこれとの関係で、社会参画ってどういうことなのかなっていうふうには思っているんですけども、一番社会を形成する主体っていうのは、活動されていることも含めて、なにを目標として考えていらっしゃるのかちょっとぼやっとしているんじゃないかなという気がするんですが。意見表明とどこがどう違うのかっていう。はい。どうぞ。

委員 子ども劇場千葉県センターで長年子どもたちとともにやってきて、保護と参画のこととか、関連して考えるときに、やっぱり権利条約が問題になったときに、日本の中では生存権が保障されているんじゃないか。なんでわざわざそれが必要なのかという議論もずいぶんあって、その中で日本の子どもたちは非常に競争的な社会の中で子どもらしい子ども時代を送れないでいるという一つの問題提起がされたんですね。そのことが、意見表明権も関係すると思うんですけども、非常に家庭もどこも教育的である。そこが社会の価値でもあり、いいというものもあるということがあったと思います。それで、社会参画が、私たちの活動のなかでは別物ではないというのが、自分に関することに関しても意見を言い、そしてやりたいことを計画して、実行してまとめることができる。それは非常に大きな大舞台でいきなりということではなく、身の丈にあった集団の中でやることから徐々に予行演習をして、そういう体になっていくことがひとつ社会参画のスタート地点、ちょっと違うこともあるかもしれないけれども、私はそう捉えていました。次世代育成のタウンミーティングにも、うちの子どもたちも参加したんですけども、やっぱり不登校で、なかなか自分の居場所がなかった。それでとうとう中学生は不登校でしまったけれども、子ども劇場の仲間の中でいろいろなことをやりながら、通信制の高校に行って、今とても頑張っているという発言があって、自分にとって、子どもの居場所は、部屋じゃなくて、人ですっていうことを発言されたんですね。でそういうふうなことを、大人も大勢いる場で言うことが、あ、そうなんだって周りの大人が理解をし、それが私たちは意見表明と参画とまあ一緒にしているかもしれないけれども、社会への参画だと捉えます。さっき〇〇さんのおっしゃった後半の部分で、いわゆる、本当に自分を正直に出せない傷ついた子どもたちとかの代わりに一緒に寄り添いながらやってあげるという、アドボカシーとか言うんですよ。そういうふうなこ

とも必要ですよ。そうやりながら、でも代わりにやってあげるんじゃないで、やっぱり最終的にはその子自身が自尊感情をもつようになってエンパワーされて、自立していくということを私たちはちょっと思い描いて、希望をもって子どもたちに関わっているんですね。そういう意味で、社会参画っていても、いわゆる子ども議会とか、参政権とか、そういうふうな感じの社会ではもしかしたらないかも知れませんが、まあ地域社会であり、学校であり、家庭であると。家庭も社会というふうな捉え方をしているんですけども、自分たちなりすぎるあれだったら、もっと勉強しなければいけないのかもしれないんですけども、あまりそこを深く違う部分があったら本当に幅がありますのでね。

委員 ずっと子どもたちを見てきましたけど、非常に自分たちのいる狭い世界のことには興味を示さないっていうか、逆にいえば、そういう状況に閉じ込められているっていうことだろうと思うんですけど、社会を見せられていないっていうかね、それもやはり一つの権利侵害だと思うんです。やっぱり一番最初に指針の中に、子ども市民という言葉がちゃんと出てきてますけど、市民としてきちんと活動する一人であるということを認められるということだと思えますよ。ですから、外に出て商店街で活動することが社会参画っていう意味じゃなくて、まあそれもあるかもしれませんが、やっぱりいろんな社会のことに對して興味を持ってもらいたいと思っているんですね。だから、自分のことだけじゃなくて、隣の人にも隣の子どもにも、世界の子どもにも苦しんでる子どもたちにも興味を持ってもらいたいと思うんですけど、実際に本当に情報を渡されてない。学校と塾の行き来、部活の行き来の中で、生活をしてますので、今どこで苦しんでる子どもたちがいるのか、例えばパキスタンの子がこれから冬を迎えるよっていうような話なんか家庭で絶対話されていないですよ。絶対とはいいませんけど、あまりされてない。そういうことをきちんとした情報として伝える人がいて、それを受け取って、そこで自分たちも意見表明して、動けるものは何か動くっていうか、そういうことをイメージしてるんですけど。ですから、やっぱり私たちの佐倉子どもステーションのミッションも、社会の一員となる大人っていうか、そういう大人になってもらいたいという願いをこめて、でも小さい時から市民であるというところで意識して活動してもらうために情報を届け、子どもたちもそれを意識してまた動いていくというイメージなので、少し違うかもしれないっていうのをちょっと感じました。

委員 私おっしゃることよくわかるんです。その一市民としての自覚を子どもも持って、今社会で起きていること、世界で起きていることそれを一人の人として知ってほしい、感じてほしいそれで、声もあげてほしいというそういう思

いもあるんですが、やっぱり、この今生活する場、だから本当に家庭、学校、地域社会、特にその家庭においてちゃんと子どもが意見を言っているか、親と対等な立場で自分の進路を選んでもらうかとかね。あと学校がやっぱり基礎社会っていうか、子どもにとってそこできちんと自分の意見を言えているか、自分たちで本当に学校の自治とかね、行事のある部分は決めなさい、クラスで決めなさい、児童会とか、生徒会で決めていいよっていうけど、もっと本当に生活の例えば校則の面とか、もっとその校則以前のレベルのところでも、子どもたちが自分たちが生活する場としての学校で意見を出し合って、その決まり事とか、そういうやり方を決められない現状があると思うんですね。そこで学校で我慢したものを地域社会で別の形で表現して発散する、それも必要だけれども、その元の学校でその子の意見をちゃんと伝えるそういうことができないと、だから私にとっては、今その学校は子どもにとって大きな社会だなと、そこでちゃんと子どもの意見表明ができ、ちゃんと自分たちで学校を作っていくという参画が保障されないと、子どもの人権が保障されないなということを強く思います。

委員 今後考えていただきたいと思うのは、あり方論としては絶対重要、それぞれ重要だと思うんですけども、そもそも権利条約は法律なんです。国際的な法律ですよ。それを国内法できちんと整理しなさいとっている。当然国内的に各地域地域、県内自治体単位です、そういうものをちゃんとシステムとして定着しなきゃだめだというのが基本なんです。宣言とか、その人権の中身の意味については、何回も戦争を反省しながら宣言をしているわけです。国際的に何年も戦後議論した末に結局、この権利条約になったっていうのは、あり方論だけではだめだというのが結論なんです。これは、法律にしなきゃだめだ、システムにしなきゃだめだっていうのが子どもの権利条約ができた所以なんです。その中で、様々ないろんな各国で障害者差別禁止令とか ADA 法とか様々な中で、子どもに関しては国際的な法が必要だという、ここはものすごく重要なところなんです。で子どもは集中的に信頼を受ける存在であり、権利を認められていない存在だから、システムとして必要だと。だから社会参画の問題もですね、子どもが社会に参画することはどういうことなんだということをもう少し深めていく必要はあると思います。例えば私は自分の住んでいる地域で、子どものタウンミーティングみたいな、シンポジウム、2回やったんですけど、その中で子どもたちは僕たちの知らない間に町は変わってる、ものすごく変わっちゃった町なんですけど、私の住んでるところは、10万都市が新たに登場したようなところなんです。今まで魚とりやってたところが、全部なくなっちゃったなんて言ってるわけですよ。それはまさにそのとおりなんで、まあ世の中変わ

るんだけど、僕たちの知らない間にと言うところが大事なんですよね。例えばそういうこと。で、私がいた教護院で、僕が先生を殴ったら、他のところに連れて行くと。もっときつい。しかし、先生が僕を殴ったら、誰も文句をいわない。これはいったいどういうことなのか。例えばですよ。そういう一つ一つをシステムとして、どのように解決するのかということを考えていただきたい。議論を進めていく場合に。

委員 いまの発言を受けてなんですけれども、やはり僕は権利侵害と参画というところがやっぱり微妙なニュアンスの違いを感じるんです。でも私は昭和26年生まれなんですけど、私は小学校で、小学校における自分のまあ児童としてのですね、クラスのあり方とか、そういうことに関して話し合って決めたという覚えがまったくないんですよ。まったくそれでいえば強権的にですね、学校が決めたルールにしたがったんです。中学校はずいぶんね、民主的な中学校で、その思い出は良い中学校だったなというくらいほのぼのとしてですね、あの思い出なんです。で高校になるとですね、これは傀儡生徒会という感じなんです。いつのまにか生徒会長というのが決められていたというかね。それぞれなんですけど、その3つで言うと一番なんていうか〇〇さんがおっしゃる意味でのありうるべからざるスタイルが小学校なんです。もちろん高校もそうですけれどもね。まあその小学校時代というのは今、三丁目の夕日みたいにですね、非常にこう憧憬持ってですね、懐かしいなど言われている時代ですし、私もそうなんです。つまりそのいいたいのは、あのあるべき学校のあり方とか、子ども問題の対応の仕方とかシステムということと、それから例えば条例で規制をしてでも守らなければならない権利侵害の問題っていうのはね、あのやっぱり若干違うなと思っていて、ですから私たちは、何に対してそのいわば条例までの必要性も含めてですね、検討すべきなのかっていうことを少ししっかり考えていく必要性はあるかなっていうふうには思います。

委員 はい。ええ今後それを意識して進めていく必要があると思いますが、あの子どもの権利条約を下敷きにしてという場合は、やっぱりさっきも言いましたが、建物の土台は3の一般原則にあるんです。この構造の中で。これがやっぱり損なわれるということは、もう基礎構造自体がないわけです。例えば、生命ってあるわけね。生命、生存。これは虐待で多くの死人がでてるわけ。これはまずきちんとその救済しなきゃいけない。救済するシステムをきちんとしなきゃいけない。そういうところからやっぱりつくっていく必要はあると思うんです。そういう一般原則の上にたって、他の条項がですね、市民的自由、権利主義的自由であるとか、教育、余暇、及び文化活動だとかそういうものがきちんとつながっていくと。それがやっぱり、あの子どもの

最善の利益につながっていくような方向性をもつということは必要であるんですけども、一般原則、差別をされているのに、遊んでいるか遊んでいないとかね、いうことというわけにいかないんで、差別をされていたらやはり差別はきちんと撤廃すると。この一般原則はやっぱり基礎構造に当たるんだと思います。その意味で、あの今日的に絶対考えなければいけないのは、その例えば今虐待のこといいましたけれども、ネグレクトの家庭っていうのはいっぱいあるわけですよ。地域地域にね。で、こういうことは、従来的に言うと、完全に放置されていたと思います。で、その結果虐待になったり非行になったりしたら、施設へという社会的な処遇になっていた。それに対して今日本の政府のあり方においても、社会的養護ということが言われたしたわけです。社会の中できちんと親ができなかったら社会の中で養護していく。でそういうことが、あの今日の保護の進化だと思うんです。だからそういうことをきちんと踏まえて、システムとして考えていく。ということは、今日の権利水準の具体化だっというふうにしてそういう捉え方をしていく必要がある。昔だったら、戦後孤児院とかでちゃんと保護はしていたんだけど、そうじゃないんだということはどうやってきちんとおさえていくか。それから、保護育成じゃなくてっていうけど、保護育成は絶対重要なんだ。基礎的な部分で必要なんですよ。やっぱり。ただし、今日的に大事なのは、保護育成というのは、実は子ども自身がちゃんと要求しているんです。赤ちゃんの時から。子ども自身がこう育ててくれ、これはやってくれあれをやってくれてっていうのを要求しているわけです。ただそこで、ちゃんと子どものあえていえば、子どもの意見をきちんと聞くことによって、共同作業なんです。育児って言うのはね。教育も同じなんですけど。共同作業なんだっていう視点がないのが問題なんです。これをどうやってやっぱり本当の条例、条約の具体化の中で捉えていくかって言うことが大事です。それから、ちょっとアトラダムになりますけど、最初だからご容赦いただきたいんですけども、現実に学校や施設の中で、暴力を受けた相談が来ます。私どものところに。今3件、同時並行で4件くらい来てるんですけども、聞き取りをします。当然。何が事実か。当事者が訴える事実と、管理サイドが訴える説明とが食い違う。ほとんど食い違います。で、まあ実際委員会さんなんかに入っていて、調整はして、かなりやるんですけども、それでもものすごく食い違うんですよ。そうした場合、せめて両論併記で、ちゃんとその報告書があがるとか、されればいいんですけど、報告書があがらなかったりします。結局は、子ども自身が訴えている声はどこにも記載されないことになります。それは、第三者的に調整する機関がありません。残念ながら。もっとそういうところがあってやれば裁判なんかにならないのになと思います。でそういうきちん

とやっぱり当事者性を尊重したシステムというのがあれば、これほど苦しまないで済むなっていう現実があるんで、このことも、やはりその今後の議論の中で考えていただきたいなと思います。ちょっと言い過ぎましたけれども、時間が来ておりますので、今日の議論を今後宿題がいくつありますか、先ほどの問題提起も今後の宿題として引きずっていくと思いますので、もう少し今日の御意見を整理しながらですね、御意見を鮮明にしていきたいと思います。それでは 1 の議論はこのぐらいにしまして、遅くなって大変申し訳ありませんでしたが、あの 2 番目の千葉県における障害者差別をなくすための取り組みについてですね、最初に申し上げましたように、この研究会にとっても非常に参考にすべき内容だと思いますので、そのことについて、障害福祉課の方から少しご説明いただければありがたいと思います。よろしいでしょうか。よろしくお願い致します。

障害福祉課 はい。まず、千葉県の障害者差別をなくすための取組ということについてご説明の時間をいただいておりますけれども、これもいわゆる健康福祉千葉方式ということで、資料の方のご説明をまずさせていただくという形にしまして、背景としまして、障害のある方というのは、非常にその障害という特性上、様々な場面で理不尽な悲しいつらい思いをしているという実態がございます。で、既に諸外国では、例えばアメリカの ADA 法、イギリスの DDA 法などといったように、具体的に障害者差別を禁止する何らかの法機関があるという状態ではありますが、わが国には具体的な制度というものは存在しない状態である。こうした中で、千葉県の取組はスタートして、この健康福祉千葉方式の中で提唱された新たな地域福祉を実現するためには、福祉サービスの充実のみならず、地域社会の誤解、偏見を解いて差別をなくしていくという必要があるということになったわけです。差別の多くは、それが意図的に行われているものではなくて、障害者との接点が少ないために何が差別に当たるのか、ということがわからないという無理解、理解の不足から生じているものが多いということが実態としてあるということでもあります。ですので、まず差別は何かということについて、県民の共通理解、ルールというものをつくるということが有効であるということになっています。そして、この条例作りの作業の経緯ですが、差別に当たるとされる事例をまず当事者の方が具体的にどのような思いをしているかと、辛い、悲しい思いをしているのかということ募りましたところ、約 800 件の事例が寄せられまして、そしてそれを受けまして、障害差別をなくすための研究会を本年 1 月に設置したのであります。この研究会については、当然障害をお持ちの当事者の方や支援者といった方がいるわけですが、他に逆にいうならば差別をする側に回ってしまう立場になることも多い企業の関係者ですとか、教

育関係者あるいは医療関係者、自営業といったさまざまな立場の方からですね、様々な観点からこう議論を、多角的に進めるという観点で多くの委員の方から御意見をいただいているところです。で、夏 8 月に中間報告を発表致しまして、それをもとにミニタウンミーティングを全県 30 箇所以上で開会致しまして、延べ 3000 人ほどが、3000 人以上が参加いただいた形になっています。そして現在、研究会での議論も大詰めになってまいったところですが、資料の次の頁に移りますと、研究会で議論されている条例案のイメージについてですが、まず障害者の範囲というものについても、例えば手帳の有無であるとか、そういう法律上の定義にとらわれなくて、救済や支援といったものを必要とする人ですね、をひろく対象とするという形でイメージしています。そして、基本理念としてすべての障害者は障害を理由として差別を受けず、ありのままにその人らしく、地域で暮らす権利を有すると、いうことをまず権利があるということをまず謳うということ。そして、様々な立場の県民がそれぞれの立場を理解して相協力するということ。つまりこれは、差別する側、される側という対立の関係を克服してすべての人がその人の状況に応じて暮らしやすい社会を作るということにつながってまいるわけですが、対立の関係というところで捉えられがちな差別という問題に対して、様々な状況でその差別というものは発生する、自分の責任でない生きにくさ暮らしにくさというものがいろいろな場面で日々経験するわけですが、例えば、ある具体例では、ベビーカーをですね、押して満員電車に乗ろうとしたら、その電車の中に乗っているひとから睨まれて、そんなベビーカーなんか押したまま乗るんじゃないということで、ベビーカーがあるために電車に乗ることができなかったということで、様々な人生の局面の中で、生きにくさというものが暮らしの中で発生するわけですが、そうしたものを解消していくきっかけになればという形になっています。そして、具体的ななくすべき差別の例示ということで、福祉、労働、教育、サービス提供など主な分野ごとになくすべき差別を例示しまして、これは別紙の方をご参照いただきたいと思いますけれども、例えば福祉では、本人の意に反して入所施設への入所を強いることなど、また労働では採用や労働条件で不利益に取り扱うことや解雇することといったように、具体的に何が差別に当たるのかということ为例示したことは新しいところでもあります。そして、これらの事案について、個別の差別事案の解決について、別紙の 2 の方ご覧頂きたいと思うんですけれども、この模式図、チャートというか、流れ図になっていますけれども、まず県の中央にですね、障害差別解消委員会、仮称であります。これを設置して、地方自治法上の附属機関、情報公開審査会等々と同じようにですね、できるだけ第三者性を持たせるという形で委員会を設

置します。そして、県中央だけですと非常に小回りがきかない、機動性がないので、県内 16 箇所各健康福祉センターの圏域と千葉市、船橋市ごとに指定機関を指定して中核地域支援センターを想定しているわけですが、こちらでその圏域単位での相談活動などを行っていただく、さらに、身近な相談窓口として現在すでに活動していらっしゃる身体障害者相談員や知的障害者相談員、あるいは民生委員や人権擁護委員といった方を活用しまして、地域相談員として相談の業務等に行なっていただくという形になっています。そして手続の流れですが、まず相談等ということで、個別の事案について指定機関や地域相談員に相談するという形になっています。指定機関では、関係者双方ですね、両当事者に対して助言や説明、調整等を行ったり、あるいは関係行政機関の紹介やあるいは虐待など深刻な事案についてはその通報などを行ったりというような制度設計を考えております。例えば、当事者同士だけで話し合うよりも、こうして第三者が入ることで、様々な解決の道筋が立てられるのではないかとこのように考えております。さらに、こうした事案について、その現場レベルでの解決が難しいということについては、先ほど申し上げましたように、県の中央にある委員会の方に助言斡旋を申し立てていただくという形になっています。知事は、事実関係の調査をした上で委員会にこの助言斡旋を付託するという形になります。で、この第三者機関であるところの委員会で助言斡旋を行い、両当事者の言い分等を聞いたり、時には斡旋ということですので斡旋案を示して、このようにしてはいかがかというようなことを示唆したりするという形になっています。そして、こうしたケースの中でも、特に悪質なケースについては委員会の方から知事に公表、勧告の求めなどを、是正勧告、差別解消勧告等を行うことや、さらにそれでも事態が改善されないというさらに悪質なケースについては、公表を行うといったことができるというような制度設計になっています。そして、このように個別の事案についての手続きだけでなく、社会全体の仕組みをマクロに変えていく仕組み、先ほどの個別の事例はいわばミクロのもので、このマクロで変えていく仕組みということで、構造的な習慣、慣行といったものについて話し合う場として障害者や関係業界の事業者、あるいは県の関係機関などで構成する推進会議を設置しまして、差別の状況についての共通認識を醸成しましてですね、関係者それぞれの立場に応じて提案を出し合うと、お互いの批判や水掛け論に終始するのではなくて、具体的に何ができて何ができないのか、どこが問題なのかというところを話し合っていくという形になっています。そしてまた、こうして規制的な手段をとって行うというだけではなく、さらに推奨する仕組みとして、頑張っている事業者や団体、人などを応援する仕組みということで、模範となった取組をしたものを表彰

したり、あるいは県民への情報提供ということで、例えば点字メニューをそろえているレストランの一覧表をそろえたり、あるいは手話のできる店員のいるコンビニエンスストアの一覧といったようにですね、企業活動に寄与するというような形で頑張っている事業者などが、つまりこのような障害のある人に対してこの配慮を行っていくということが具体的に社会的に正当なものであるということについて共通認識を深めていくと、ひろげていくという形になっています。その他は、条例の運用に当たっては、行政委員会の独立性や市町村の自主性・自律性に十分に配慮するとともに、条例の施行を障害者に対する差別の状況を勘案して、必要な見直しを行うということを考えております。研究会で議論されている途上でもありますので、3日後22日の最後の研究会でも様々に議論があるかと思いますが、現状ではこのようになっております。以上で報告を終わらせていただきます。

委員 どうもありがとうございました。いろいろ聞きたいことはおありだと思いますが、これは直接障害福祉課に聞いていただくとかそういう形でもいいですか。どうしても聞きたいとか。

委員 あの、前からずっと小さい頃から思っていたんですけど、障害者という言葉というのがとてもなんか私は昔から嫌で、差し障りがあって害があるものっていうのが、こういう名称なんでしょうけど、とても嫌で、まあアメリカの方からはチャレンジドという言葉も伝わってきて、まあ私はそれを使っていますけど、こういう変な言い方をして申し訳ないんですけど、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

障害福祉課 はい。ええ研究会でも大変そのあたりについて議論になりまして、でこれあの、障害者計画の時からずっと議論があるわけなんですけれども、要は障害というのは、差し障り、妨げがあって害があるということで非常にイメージが良くないということで、例えば今他にもおっしゃられたようなチャレンジドですとか、あとはギフトィッドとか、いろいろありますけれども、あるいは平仮名で障害の害という字を変えたり、あるいは全部平仮名にしてしょうがいというふうになっているというような例もあるにはあるわけなんですけれども、一方で現行の法律との整合性、あるいは社会的にコンセンサスを得ている障害のある状態というものを指す言葉がないということも一方で事実であるという現状がありまして、研究会においてもそのような問題提起はあったわけなんですけれども、例えばそのチャレンジドについても常に障害のある人はチャレンジしつづける存在であり続けなければいけないのかというようなことありまして、あるいはそもそもいわゆる外来語についてなじみがないということもあってですね、非常にこのあたりについては喧喧諤諤の議論があったわけなんですけれども、結論としては現状の表現で、表現を変えただけ

で中身が伴わないのではそもそも本末転倒であるということで、現状の障害という言葉を用いるという形で現在のところ議論になっています。

委員 よろしいですか。ほか何かありますか。それでは時間ですので、討議は終わりますが、次回はまあ来月になると思いますが、次回のテーマについてはこんなふうに考えてるんですが、あの作業に入っていく段階で、まずやっぱり障害者の差別の研究会の場合でしたら事例集を呼びかけて、非常に多くの事例集を集められたわけですけれども、この研究会として、そういう方法やその他の方法を考えて、千葉県の子どものやっぱり人権の実態をですね、どういう方法で明らかにしていくか、またどういう視点で、そしてどういう方法で明らかにしていくのか、そういう作業をどのように行っていくのかをテーマに来月の会議を持ちたいと考えていますがよろしいでしょうか。もしよろしければ、2時間ではなかなかおさまらない、進みにくい面がありますので、次回までにその辺の具体的なやり方についてお考えいただきたいと思いますし、あのメール交換も、そういうプロセスの中でできると良いなと思ってるんですけれども、メーリングリスト、別にリストでなくても、この委員のメール公開をしてですね、皆さんにバンと出せるようになっているといいなとは思ってるんですけど。うんまあ人数も少ないですから。そうじゃないとプロセスの議論ができないんで。よろしいですか。ご面倒ですが、事務局方よろしくお願いします。それから次回の日程については、あの一応、事務局とご相談したうえで皆さんに提案するというところでよろしいでしょうか。またご都合もうかがうと。他でもやってみますけれども、いくつか引っ張ってきて、そのメールでお伺いして、よろしいですか。じゃあそのようにさせていただきたいと思います。その他、事務局方何かありますか。

事務局 ございませぬ。

委員 それじゃあ以上で終わります。ご苦労様でした。